

# IFRSに基づく四半期連結財務諸表の開示例

2016年7月8日

金 融 庁

## 目次

	ページ
<b>I. はじめに</b>	<b>1</b>
1. 本開示例利用にあたっての留意事項	1
2. 本開示例について	2
3. 本開示例で取り扱っている IFRS の一覧	4
4. IFRS の各基準と本開示例での取り扱い箇所の関係 (索引)	5
<b>II. 四半期連結財務諸表本表</b>	<b>6</b>
1. 要約四半期連結財政状態計算書	7
2. 要約四半期連結損益計算書	9
3. 要約四半期連結包括利益計算書	10
4. 要約四半期連結持分変動計算書	11
5. 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	13
<b>III. 四半期連結財務諸表注記</b>	<b>15</b>
1. 報告企業	18
2. 作成の基礎	18
3. 重要な会計方針	18
4. 重要な会計上の見積り及び判断	18
5. 事業セグメント	19
6. 配当金	19
7. 金融商品	20
8. 後発事象	23
(参考) IFRS 任意適用における初度適用	24

## I. はじめに

### I. はじめに

#### 1. 本開示例利用にあたっての留意事項

- 本開示例は、国際会計基準（以下「IFRS」という）に基づく四半期連結財務諸表の作成にあたっての参考として広く関係者に提供するものです。
- 本開示例は、あくまでも例示であり、IFRS に基づく四半期連結財務諸表の形式及び内容を拘束するものではありません。
- IAS 第 34 号「期中財務報告」では、年度の連結財務諸表よりも簡略化された開示が認められており、基準上も記載が必要な最小限の項目が定められています。このため、実際の開示に際しては、IFRS を参照のうえ、財務諸表利用者の適切な判断に資するよう、個々の企業の実態に応じた開示形式及び内容を検討することが望まれます。
- なお、2016 年 3 月 31 日に「IFRS に基づく連結財務諸表の開示例」（以下「年度開示例」という）を公表しており、本開示例は年度開示例とあわせて利用されることを前提として作成しています。

## 1. はじめに

## 2. 本開示例について

### (1) 本開示例作成の経緯及び目的

- 2010年3月期から、IFRSに準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法に規定する連結財務諸表として提出することが認められた。この際、金融庁は、IFRSに基づく連結財務諸表を初めて作成する場合における実務の参考として、2009年12月に年度開示例を、2010年4月に「国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例」（以下「四半期開示例」という）を公表した。
- その後、2015年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」において、引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるため、「IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRSの任意適用企業の拡大促進に資するとの観点から、IFRS適用企業の実際の開示例や最近のIFRSの改訂も踏まえ、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行う」こととされた。
- これを受け、金融庁は、2016年3月に年度開示例の改訂を行い公表した。
- 本開示例は、年度開示例の改訂に続いて四半期開示例の改訂を行うものである。
- なお、本開示例の作成は、公益財団法人財務会計基準機構の協力を得て行った。

### (2) 本開示例の特徴

#### 【最新のIFRSに対応】

- 原則として、2016年3月期において強制的に適用されているIFRSに基づいて作成している。
  - (※) IFRSの金融商品会計基準については、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」が強制的に適用されている基準となるが、本開示例公表時点において、我が国のIFRS任意適用企業では、IFRS第9号「金融商品」（2010年又は2013年）を早期適用している例が多く見られる（IFRS第9号（2013年）はIFRS第9号（2010年）に主にヘッジ会計を追加したものである）。また、IAS第39号は、ヘッジ会計を除き、2018年1月1日以後開始する事業年度から廃止されることとなる。このため、本開示例では、IFRS第9号（2013年）のすべての規定を早期適用することを前提として作成している。

#### 【IFRSの規定に基づく説明の充実】

- 企業がIFRSに基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、表形式による開示例ごとに根拠となるIFRSの規定を明示するとともに、表形式による開示例とIFRSの規定とを結びつける説明を行っている。

#### 【IFRS任意適用企業の実際の開示を反映】

- 2016年3月末までに、IFRSに基づく四半期連結財務諸表又は中間連結財務諸表を四半期報告書又は半期報告書において公表した74社の実際の開示を参考に、我が国のIFRS任意適用企業の実務に即したものとして作成している。この際、IFRSにおいて明示的に開示が求められていない項目は、義務的な開示であるとの誤解を避けるため開示例に含めないこととしている。また、IFRSにおいて明示的に開示が求められている項目であっても、IFRS任意適用企業の実際の開示を参考に、多くの企業において重要性が高くない又は取引や事象の頻度が高くないと考えられる項目については開示例に含めないことで、企業の開示負担にも配慮したものとしている。

## I. はじめに

### (3) 本開示例作成にあたっての前提

- 本開示例の作成にあたり、以下の前提を置いている。
  - ✓ IFRS に基づく継続的な開示を行っている事業会社の 2016 年 6 月 30 日に終了する第 1 四半期に係る四半期連結財務諸表の開示例である。  
なお、第 1 四半期から IFRS を最初に適用する際における開示例については、「Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記－（参考）IFRS 任意適用における初度適用」に記載している。
  - ✓ 四半期連結財務諸表として、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に規定する完全な 1 組の財務諸表ではなく、IAS 第 34 号「期中財務報告」に規定する 1 組の要約財務諸表を選択している（注 1）。
  - ✓ 純損益及びその他の包括利益を表示する要約計算書については 2 つの計算書を作成している（注 2）。

（注 1） 四半期財務諸表について、完全な 1 組の財務諸表又は 1 組の要約財務諸表の選択が認められている（IAS 第 34 号 4 項）。

（注 2） 純損益及びその他の包括利益計算書について、純損益を独立の計算書に表示することが認められている（IAS 第 1 号 10A 項、IAS 第 34 号 8A 項）。

### (4) 本開示例の構成

- 四半期連結財務諸表は、最小限、次のものを含むとされている（IAS 第 34 号 8 項）。
  - (a) 要約財政状態計算書
  - (b) 純損益及びその他の包括利益を表示する要約計算書
  - (c) 要約持分変動計算書
  - (d) 要約キャッシュ・フロー計算書
  - (e) 精選された説明的注記
- また、各計算書及び注記を明瞭に特定しなければならないことに加え、以下の情報を目立つように表示し、表示する情報を理解可能なものとするために必要な情報は反復しなければならないとされており（IAS 第 1 号 51 項）、これらの情報は、財務諸表のページ、計算書、注記、頭書き等ごとに適切な表題を記載することにより満たすとされている（IAS 第 1 号 52 項）。
  - (a) 報告企業の名称又は他の識別手段、及び直前の報告期間の期末日からの当該情報の変更
  - (b) 財務諸表が個別企業の財務諸表なのか企業集団の財務諸表なのか
  - (c) 報告期間の期末日又は一組の財務諸表もしくは注記の対象期間
  - (d) 表示通貨
  - (e) 財務諸表中の金額の表示に使用している表示単位
- 上記規定を踏まえ、本開示例では、以下の記載を行っている。
  - ✓ 各ページの右上に企業名（〇〇株式会社）を付している。
  - ✓ 財務諸表本表及び表形式の注記の右上に表示通貨・表示単位（百万円）を付している。
  - ✓ 財務諸表本表の名称に「四半期連結」を付け、財務諸表本表及び表形式の注記の頭に四半期連結会計期間末日（又は四半期連結会計期間）を示している。
- なお、本開示例では、「(3) 本開示例作成にあたっての前提」を踏まえ、開示規定について、純損益及びその他の包括利益を表示する要約計算書に対して 2 計算書方式を前提とした記載に読み替えているほか、IAS 第 34 号における「期中財務報告書」、「期中報告期間」を「四半期連結財務諸表」、「四半期連結会計期間」に、「年次財務諸表」、「年次報告期間」を「連結財務諸表」、「連結会計年度」に読み替えている。
- また、本開示例では、表形式による記載例を示すこととしており、文章形式による記載例については、定型文言化することを避ける観点から示していない。

I. はじめに

3. 本開示例で取り扱っている IFRS の一覧

	表題
IFRS 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用
IFRS 第 3 号	企業結合
IFRS 第 7 号	金融商品：開示
IFRS 第 8 号	事業セグメント
IFRS 第 9 号	金融商品
IFRS 第 12 号	他の企業への関与の開示
IFRS 第 13 号	公正価値測定
IFRS 第 15 号	顧客との契約から生じる収益
IAS 第 1 号	財務諸表の表示
IAS 第 33 号	1 株当たり利益
IAS 第 34 号	期中財務報告
IAS 第 36 号	資産の減損
IAS 第 39 号	金融商品：認識及び測定

(注) 本開示例では、ローマ数字の目次項目の初出時には IFRS 第 x 号「xxx (表題)」、IAS 第 x 号「xx (表題)」と記載し、以後は IFRS 第 x 号、IAS 第 x 号とのみ記載している。

I. はじめに

4. IFRS の各基準と本開示例での取り扱い箇所の関係（索引）

	表題	本開示例での取り扱い
IFRS 第 1 号	国際財務報告基準の初度適用	Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記 (参考) IFRS 任意適用における初度適用
IFRS 第 3 号	企業結合	Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記
IFRS 第 7 号	金融商品：開示	Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記 7. 金融商品
IFRS 第 8 号	事業セグメント	Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記
IFRS 第 9 号	金融商品	I. はじめに 2. 本開示例について
IFRS 第 12 号	他の企業への関与の開示	Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記
IFRS 第 13 号	公正価値測定	Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記 7. 金融商品
IFRS 第 15 号	顧客との契約から生じる収益	Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記
IAS 第 1 号	財務諸表の表示	I. はじめに 2. 本開示例について Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記 1. 報告企業
IAS 第 33 号	1 株当たり利益	Ⅱ. 四半期連結財務諸表本表
IAS 第 34 号	期中財務報告	I. はじめに 2. 本開示例について Ⅱ. 四半期連結財務諸表本表 Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記 1. 報告企業 2. 作成の基礎 3. 重要な会計方針 4. 重要な会計上の見積り及び判断 5. 事業セグメント 6. 配当金 7. 金融商品 8. 後発事象 (参考) IFRS 任意適用における初度適用
IAS 第 36 号	資産の減損	Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記 (参考) IFRS 任意適用における初度適用
IAS 第 39 号	金融商品：認識及び測定	I. はじめに 2. 本開示例について

## II. 四半期連結財務諸表本表（IAS 第 34 号「期中財務報告」）

- 四半期連結財務諸表の中で 1 組の要約財務諸表を公表する際には、要約財務諸表には、少なくとも、直近の連結財務諸表に掲記された見出し及び小計のそれぞれ並びに本基準で要求している精選された説明的注記を含めなければならない。追加の表示項目又は注記も、それらを記載しないと当該要約財務諸表が誤解を招くものとなる場合には、記載しなければならない（10 項）。
- IAS 第 33 号「1 株当たり利益」に基づき、四半期連結会計期間に係る要約損益計算書において、当該期間に係る基本的 1 株当たり利益及び希薄化後 1 株当たり利益を表示しなければならない（11 項、11A 項）。
- 次の期間に係る四半期連結財務諸表を含むものでなければならない（20 項）。
  - (a) 当該四半期末日現在の財政状態計算書及び直近の連結会計年度の末日現在の比較財政状態計算書
  - (b) 当該四半期連結会計期間及び当該連結会計年度の年初からの累計期間の損益計算書及び包括利益計算書、並びに、直近連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び年初からの累計期間の比較損益計算書及び比較包括利益計算書
  - (c) 当該連結会計年度の年初からの累計期間に係る持分変動計算書及び直近連結会計年度の対応する累計期間に係る比較持分変動計算書
  - (d) 当該連結会計年度の年初からの累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書及び直近連結会計年度の対応する累計期間に係る比較キャッシュ・フロー計算書

（説明）

- 本開示例は、上記規定を基礎としつつ、実例を参考として、四半期連結財務諸表本表の表示科目は年度開示例と同等のものとしている。



## 1. 要約四半期連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	注記	2016年3月31日	2016年6月30日
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物			
営業債権及びその他の債権			
棚卸資産			
その他の金融資産			
その他の流動資産			
(小計)			
売却目的で保有する資産			
流動資産合計			
非流動資産			
有形固定資産			
のれん			
無形資産			
投資不動産			
持分法で会計処理されている投資			
その他の金融資産			
繰延税金資産			
その他の非流動資産			
非流動資産合計			
資産合計			

(続く)

## 要約四半期連結財政状態計算書（続き）

（単位：百万円）

	注記	2016年3月31日	2016年6月30日
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務			
社債及び借入金			
その他の金融負債			
未払法人所得税等			
引当金			
その他の流動負債			
（小計）			
売却目的で保有する資産に直接関連する負債			
流動負債合計			
非流動負債			
社債及び借入金			
その他の金融負債			
退職給付に係る負債			
引当金			
繰延税金負債			
その他の非流動負債			
非流動負債合計			
負債合計			
資本			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他の資本の構成要素			
親会社の所有者に帰属する持分合計			
非支配持分			
資本合計			
負債及び資本合計			

## 2. 要約四半期連結損益計算書

(単位：百万円)

	注記	自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日	自 2016 年 4 月 1 日 至 2016 年 6 月 30 日
売上収益	5		
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
その他の収益			
その他の費用			
営業利益			
金融収益			
金融費用			
持分法による投資利益			
税引前四半期利益			
法人所得税費用			
四半期利益			
四半期利益の帰属			
親会社の所有者			
非支配持分			
四半期利益			
1株当たり親会社の普通株主に帰属する 四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)			
希薄化後1株当たり四半期利益(円)			

※ 第2・3四半期については当該四半期連結会計期間及び累計期間双方の開示が必要となる。

## 3. 要約四半期連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	注記	自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日	自 2016 年 4 月 1 日 至 2016 年 6 月 30 日
四半期利益			
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定			
その他の包括利益を通じて測定するもの として指定した資本性金融商品の公正価 値の純変動額			
持分法によるその他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の外貨換算差額			
キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分			
持分法によるその他の包括利益			
税引後その他の包括利益合計			
四半期包括利益			
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者			
非支配持分			
四半期包括利益			

※ 第 2・3 四半期については当該四半期連結会計期間及び累計期間双方の開示が必要となる。

4. 要約四半期連結持分変動計算書

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者持分										非支配持分	合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の資本の構成要素					合計		
						確定給付 制度の再 測定	その他の包括利益 を通じて測定する ものとして指定し た資本性金融商品 の公正価値の純変 動額	持分法に よるその 他の包括 利益	在外営業 活動体の 外貨換算 差額	キャッシ ュ・フロー・ ヘッジの有 効部分			
2015 年 4 月 1 日残高													
四半期利益													
その他の包括利益合計													
四半期包括利益													
新株の発行													
自己株式の取得													
配当金	6												
株式報酬取引													
その他													
所有者による拠出及び 所有者への配分合計													
非支配持分の取得													
子会社に対する所有持分 の変動額合計													
所有者との取引額合計													
2015 年 6 月 30 日残高													

要約四半期連結持分変動計算書

(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者持分										非支配持分	合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の資本の構成要素					合計		
						確定給付 制度の再 測定	その他の包括利益 を通じて測定する ものとして指定し た資本性金融商品 の公正価値の純変 動額	持分法に よるその 他の包括 利益	在外営業 活動体の 外貨換算 差額	キャッシ ュ・フロー・ ヘッジの有 効部分			
2016年4月1日残高													
四半期利益													
その他の包括利益合計													
四半期包括利益													
新株の発行													
自己株式の取得													
配当金	6												
株式報酬取引													
その他													
所有者による抛及及び 所有者への配分合計													
非支配持分の取得													
子会社に対する所有持分 の変動額合計													
所有者との取引額合計													
2016年6月30日残高													



## 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

（単位：百万円）

	注記	自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日	自 2016 年 4 月 1 日 至 2016 年 6 月 30 日
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出			
有形固定資産の売却による収入			
無形資産の取得による支出			
貸付けによる支出			
貸付金の回収による収入			
投資有価証券の取得による支出			
投資有価証券の売却による収入			
子会社の取得による支出			
子会社の売却による収入			
その他			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額			
長期借入れによる収入			
長期借入金の返済による支出			
社債の発行による収入			
社債の償還による支出			
新株の発行による収入			
ストック・オプションの行使による収入			
非支配持分からの払込による収入			
非支配持分からの子会社持分取得による支出			
自己株式の取得による支出			
配当金の支払額	6		
非支配持分への配当金の支払額			
その他			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物の増加額			
現金及び現金同等物の期首残高			
現金及び現金同等物の為替変動による影響			
現金及び現金同等物の四半期末残高			



## Ⅲ. 四半期連結財務諸表注記（IAS 第 34 号「期中財務報告」）

## （重要な事象及び取引等についての開示）

- 四半期連結財務諸表には、直近の連結会計年度の末日後の企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重要な事象及び取引についての説明を含めなければならない（15 項）。
- 四半期連結財務諸表の注記では、直近の連結財務諸表の注記で報告された情報について、比較的重要でない更新を行う必要はない（15A 項）。
- ある事象又は取引が前連結会計年度以降の企業の財政状態の変動又は業績の理解に重要である場合には、四半期連結財務諸表は前連結会計年度の連結財務諸表に含まれていた関連する情報の説明及び更新を提供すべきである（15C 項）。
- 直近の連結会計年度の末日後の企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重要である場合に開示が求められる事象及び取引のリストは次のとおりであるが、当該リストは網羅的なものではない（15B 項）。
  - (a) 棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減及びその戻入れ
  - (b) 金融資産、有形固定資産、無形資産、又はその他の資産の減損による損失の計上及びその戻入れ
  - (c) リストラクチャリングのコストに対する引当金の戻入れ
  - (d) 有形固定資産項目の取得及び処分
  - (e) 有形固定資産購入に関するコミットメント
  - (f) 訴訟の解決
  - (g) 前期の誤謬の訂正
  - (h) 金融資産及び金融負債の公正価値に影響を与える事業又は経済状況の変化（それらの資産又は負債の認識を公正価値で行っている場合も償却原価で行っている場合も）
  - (i) 借入債務不履行又は借入債務契約違反で報告期間の末日に、あるいはそれ以前に是正されていないもの
  - (j) 関連当事者間取引
  - (k) 金融商品の公正価値測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替
  - (l) 金融資産の目的又は用途の変更による金融資産の分類の変更
  - (m) 偶発負債又は偶発資産の変動
- 15 項から 15C 項に従った重要な事象及び取引の開示に加えて、次の情報を四半期連結財務諸表の注記又は他の箇所に含めなければならない（16A 項）。
  - (a) 四半期連結財務諸表において直近の連結財務諸表と同じ会計方針と計算方法を採用している旨、又は、それらを変更している場合には、その変更の内容及び影響の説明
  - (b) 期中の営業活動の季節性又は循環性についての説明的コメント
  - (c) 資産、負債、資本、純利益又はキャッシュ・フローに影響を与える事項で、その性質、規模又は頻度から見て異例な事項の内容及び金額
  - (d) 当連結会計年度の過去の四半期連結会計期間に報告された金額の見積りの変更又は過去の連結会計年度に報告された金額の見積りの変更の内容及び金額
  - (e) 負債証券及び持分証券の発行、買戻し、及び償還
  - (f) 普通株式とその他の株式の各々に対する配当金（合計額又は 1 株当たりの金額）

- (g) 次のセグメント情報（四半期連結財務諸表でのセグメント情報の開示は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」によって当該企業が連結財務諸表においてセグメント情報を開示しなければならない場合にのみ必要である）
- (i) 外部顧客からの収益（最高経営意思決定者によりレビューされるセグメント純損益の測定値に含まれている場合、あるいは、最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合）
  - (ii) セグメント間収益（最高経営意思決定者によりレビューされるセグメント純損益の測定値に含まれている場合、あるいは、最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合）
  - (iii) セグメント純損益の測定値
  - (iv) 特定の報告セグメントに係る資産合計及び負債合計の測定値（当該金額が最高経営意思決定者に定期的に提供されており、直前の連結財務諸表で当該報告セグメントについて開示した金額から重要な変動のあった場合）
  - (v) セグメントに区分する基礎又はセグメント純損益の測定基礎について直近の連結財務諸表からの相違点に関する記述
  - (vi) 報告すべきセグメント純損益の測定値の合計額と、法人所得税等及び非継続事業による累積的影響額前の利益との調整（ただし、法人所得税等といった項目を報告すべきセグメントに配分している場合には、セグメント純損益の測定値の合計とこれらの項目調整後の損益とを調整することができる。重要性がある調整項目は、当該調整表に個別に認識して記載しなければならない。）
- (h) 当四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表に反映されていない四半期連結会計期間後の事象
- (i) 企業結合、子会社及び長期投資に対する支配の獲得又は喪失、リストラクチャリング、並びに非継続事業など、四半期連結会計年度における企業の構成の変化の影響（企業結合の場合、IFRS 第 3 号「企業結合」で要求されている情報を開示しなければならない）
  - (j) 金融商品について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」91 項から 93 項(h)、94 項から 96 項、98 項及び 99 項、並びに、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」25 項、26 項、28 項から 30 項で要求されている公正価値に関する注記
  - (k) 投資企業となった企業又は投資企業ではなくなった企業について、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」9B 項の開示

※ なお、2014 年 5 月に IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」が公表されており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。IFRS 第 15 号の公表に伴い、上記 IAS 第 34 号 16A 項に、「顧客との契約から生じる収益の分解」という項目が追加されている。これは、IFRS 第 15 号において、以下の開示規定があることに対応するものである（114 項、115 項）。

- ✓ 顧客との契約から認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解しなければならない。
- ✓ 分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報（企業が IFRS 第 8 号を適用している場合）との間の関係を示す情報を開示しなければならない。

## (説明)

- 直近の連結会計年度の末日後の企業の財政状態の変動及び業績を理解するうえで重要な事象及び取引等にどのようなものが該当するかは各企業で区々であるが、本開示例では実例も参考に、上記 IAS 第 34 号 16A 項(a)、(d)、(f)、(g)、(h)及び(j)の規定に基づき、以下の注記項目について記載している。
- 「1. 報告企業」及び「2. 作成の基礎」については、IAS 第 34 号 16A 項の規定に基づくものではないが、実例では連結財務諸表に準じた開示を行っている例が多く見られることから、注記項目として記載している（年度開示例 P23、24 参照）。なお、IAS 第 34 号 19 項において要求されている IFRS に準拠している旨の開示については、後述の「2. 作成の基礎」に含めて記載している。

1. 報告企業
2. 作成の基礎
3. 重要な会計方針
4. 重要な会計上の見積り及び判断
5. 事業セグメント
6. 配当金
7. 金融商品
8. 後発事象

## 1. 報告企業

- 四半期連結財務諸表が最小限含んでいなければならないものとして、精選された説明的注記が含まれる（8項(e)）。
- 実例では、連結財務諸表に準じて、IAS第1号「財務諸表の表示」138項に規定される以下の項目を開示している例が見られる。
  - (a) 当該企業の本拠地及び法的形態、法人設立国並びに登記上の本社の住所（又は登記住所と異なる場合の主要な事業所の所在地）
  - (b) 当該企業の事業内容及び主要な活動に関する記述
  - (c) 親企業の名称及びグループの最終的な親会社の名称

## 2. 作成の基礎

- 四半期連結財務諸表がIAS第34号に準拠している場合には、その旨を開示しなければならない。また、四半期連結財務諸表がIFRSのすべての規定に従ったものでない限り、IFRSに準拠していると記述してはならない（19項）。
- 実例では、上記に加え、「測定的基础」、「機能通貨及び表示通貨」、「四半期連結財務諸表の承認」など連結財務諸表と同様の項目を開示している例が見られる。

## 3. 重要な会計方針

- P15記載のIAS第34号16A項(a)参照。

## 4. 重要な会計上の見積り及び判断

- P15記載のIAS第34号16A項(d)参照。

## 5. 事業セグメント

➤ P16 記載の IAS 第 34 号 16A 項(g) 参照。

## 【表 5】 事業セグメント

(説明)

- 各報告セグメントに係る純損益に関する情報を表形式により開示する例を以下に示している。
- 報告セグメントに係る純損益について、ここでは「報告セグメント利益」とのみ示した上で、IAS 第 34 号 16A 項(g) (i) 及び(ii)の規定に基づき、「外部収益」及び「セグメント間収益」を開示する例を示している。
- なお、IAS 第 34 号 16A 項(g) (vi)の規定に基づく調整については、独立した調整表を作成するのではなく、以下の表に含めて開示する例を示している。

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日)

(単位：百万円)

	A セグメント	B セグメント	C セグメント	その他	調整	連結計
売上収益						
外部収益						
セグメント間収益						
収益合計						
報告セグメント利益						

(自 2016 年 4 月 1 日 至 2016 年 6 月 30 日)

(単位：百万円)

	A セグメント	B セグメント	C セグメント	その他	調整	連結計
売上収益						
外部収益						
セグメント間収益						
収益合計						
報告セグメント利益						

※ IAS 第 34 号 16A 項では、通常、期首からの累計ベースで報告しなければならないとされており、実例においては、第 2・3 四半期については累計期間のみの報告セグメントに係る純損益に関する情報を開示している例も見られる。

## 6. 配当金

➤ P15 記載の IAS 第 34 号 16A 項(f) 参照。

## 【表 6】 配当金

(説明)

- IAS 第 34 号 16A 項(f)の規定に基づき、期中配当額及び 1 株当たりの配当額等を表形式により開示する例を以下に示している。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015 年 6 月〇日 定時株主総会				2015 年 3 月〇日	2015 年 6 月〇日
2016 年 6 月〇日 定時株主総会				2016 年 3 月〇日	2016 年 6 月〇日

## 7. 金融商品

➤ P16 記載の IAS 第 34 号 16A 項(j) 参照。

(説明)

- IAS 第 34 号 16A 項(j)の規定に基づき、
  - ✓ 【表 7-1】として、IFRS 第 13 号「公正価値測定」93 項(a)及び(b)の規定に基づく、報告期間末の公正価値測定と公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル 1、2 又は 3）
  - ✓ 【表 7-2】として、IFRS 第 13 号 93 項(e)及び(f)の規定に基づく、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される資産及び負債に係る期首残高から期末残高への調整表及び純損益に含まれている当期の利得又は損失の合計額のうち、報告期間末現在で保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額
  - ✓ 【表 7-3】として、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」25 項の規定に基づく、公正価値で測定されていない資産及び負債として、償却原価で測定する金融資産及び金融負債の帳簿価額並びに公正価値（なお、IFRS 第 7 号 29 項(a)によれば、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合（例えば、短期の売掛金及び買掛金のような金融商品）には公正価値の開示は必要とされていない）を表形式により開示する例を以下に示している。

【表 7-1】 公正価値ヒエラルキーのレベル

(2016年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品				
負債性金融商品				
デリバティブ				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品				
その他				
合計				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ				
その他				
合計				

(2016年6月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品				
負債性金融商品				
デリバティブ				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品				
その他				
合計				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ				
その他				
合計				

【表 7-2】 レベル 3 の資産及び負債の調整表

(自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期 純損益	その他 の包括 利益	購入	売却	決済	レベル 3 から の振替	期末 残高	純損益に含まれる期 末保有の資産及び負 債の未実現損益
その他の金融資産									
純損益を通じて公正価 値で測定する金融資産									
デリバティブ									
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産									
資本性金融商品									
合計									
その他の金融負債									
純損益を通じて公正価 値で測定する金融負債									
デリバティブ									
合計									

(自 2016 年 4 月 1 日 至 2016 年 6 月 30 日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期 純損益	その他 の包括 利益	購入	売却	決済	レベル 3 から の振替	期末 残高	純損益に含まれる期 末保有の資産及び負 債の未実現損益
その他の金融資産									
純損益を通じて公正価 値で測定する金融資産									
デリバティブ									
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産									
資本性金融商品									
合計									
その他の金融負債									
純損益を通じて公正価 値で測定する金融負債									
デリバティブ									
合計									



【表 7-3】償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値

(単位：百万円)

	2016年3月31日		2016年6月30日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産				
長期貸付金				
負債性金融商品				
合計				
長期借入金				
社債				
合計				

8. 後発事象

- P16 記載の IAS 第 34 号 16A 項(h) 参照。

(参考) IFRS 任意適用における初度適用  
(IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」)

【はじめに】

- 本開示例は、「I. はじめに-2. 本開示例について- (3) 本開示例作成にあたっての前提」に記載のとおり、IFRS に基づく継続的な開示を行っている企業を前提とした四半期連結財務諸表の開示例を記載しているが、IFRS への移行を検討している企業の実務の参考として、以下において、四半期における IFRS の初度適用に関連する開示規定及び注記の開示例を示している。

(1) 比較情報

- 最初の IFRS 財務諸表は、少なくとも 3 つの財政状態計算書、2 つの損益計算書、2 つの包括利益計算書、2 つのキャッシュ・フロー計算書及び 2 つの持分変動計算書並びに関連する注記（表示するすべての計算書に係る比較情報を含む）を含んでいなければならない (21 項)。

(2) IFRS への移行

① IFRS への移行についての説明及び調整表

- 従前の会計原則から IFRS への移行が、報告された財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響したのかを説明しなければならない (23 項)。
- 最初の IFRS 財務諸表は、次のものを含んでいなければならない (24 項)。
  - (a) 次の両方の日付について、従前の会計原則に従って報告されていた資本から、IFRS に準拠した資本への調整表
    - (i) IFRS 移行日
    - (ii) 従前の会計原則に従った直近の年次財務諸表に表示されている最終期間の末日
  - (b) 直近の年次財務諸表における最終期間について IFRS に準拠した包括利益合計額への調整表（この調整の出発点は、従前の会計原則に従った同じ期間に係る包括利益合計額としなければならない）
  - (c) IFRS 開始財政状態計算書を作成する際に初めて減損損失を認識するか又は戻し入れた場合には、IFRS 移行日に開始する期間にそれらの減損損失又は戻し入れを認識していたとすれば IAS 第 36 号「資産の減損」で求められていたであろう開示
- 24 項(a)及び(b)で求められている調整表は、利用者が財政状態計算書及び包括利益計算書に対する重要な修正を理解できるようにするのに十分な詳細を示さなければならない。また、キャッシュ・フロー計算書に対する重要な修正も説明しなければならない (25 項)。

【四半期報告特有の規定】

- 最初の IFRS 財務諸表の対象となっている年度の一部分について IAS 第 34 号に従った四半期連結財務諸表を表示する場合には、IAS 第 34 号の規定に加えて次の規定を満たさなければならない (32 項)。
  - (a) 直前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間について四半期連結財務諸表を表示していた場合には、このような四半期連結財務諸表のそれぞれに次の調整表を含めなければならない。
    - (i) 対応する四半期連結会計期間の末日現在の従前の会計原則に従った自己

資本から、IFRS に準拠した同日現在の自己資本への調整表

- (ii) 対応する四半期連結会計期間(当該期間及び期首からの累計)に係る IFRS に準拠した当該期間の包括利益合計額への調整(この調整の出発点は、当該期間に係る従前の会計原則に従った包括利益合計額としなければならない)
  - (b) 上記(a)で求められている調整表に加えて、最初の IFRS 財務諸表の対象とする期間の一部に係る IAS 第 34 号に従った四半期連結財務諸表には、24 項(a)及び(b)に示した調整表(25 項で求められている詳細を補足したもの)、又は、それらの調整表を含んだ他の公表文書への参照を含めなければならない。
  - (c) 企業が会計方針を変更する場合又は IFRS 第 1 号に含まれている免除の使用を変更する場合には、そのような各四半期連結財務諸表における変更を説明するとともに、(a)及び(b)で要求している調整表を更新しなければならない。
- 初度適用企業が、従前の会計原則に従った直近の連結財務諸表において、当四半期連結会計期間の理解にとって重要性がある情報を開示していなかった場合には、四半期連結財務諸表で当該情報を開示するか、又はそれを含んでいる他の公表文書への参照を含めなければならない(33 項)。

② 特定の免除規定を適用した場合の開示

- IFRS 開始財政状態計算書において、有形固定資産、投資不動産又は無形資産の項目について公正価値をみなし原価としている場合、IFRS 開始財政状態計算書の各項目について、公正価値の総額、従前の会計原則における帳簿価額に対する修正の総額を開示しなければならない(30 項)。

【表（参考）】IFRS への移行についての説明及び調整表  
（説明）

- 初度適用時における開示方法として、主に以下の方法が想定される。
  - ① 第 1 四半期から第 3 四半期までの各四半期においては従前の会計基準に基づく四半期連結財務諸表を作成し、連結会計年度末から初めて IFRS に基づく連結財務諸表を開示する方法
  - ② 第 1 四半期から IFRS に基づく四半期連結財務諸表を開示する方法
  - ③ 第 1 四半期に IFRS に基づき前年度の連結財務諸表を開示する方法
- 年度開示例では、①の方法として、2015 年度末（2016 年 3 月 31 日）から IFRS に基づく連結財務諸表を開示する場合を記載しているが、本開示例では、②の方法として、2016 年度（自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）の第 1 四半期連結会計期間から IFRS に基づく四半期連結財務諸表を開示する場合の説明及び調整表の開示例について記載している。
- 2016 年度第 1 四半期連結会計期間から初度適用を行う場合、上記（1）に記載した IFRS 第 1 号 21 項の規定に基づき、以下の連結財務諸表本表及び注記を記載していることが前提となる。
  - ✓ 3 つの財政状態計算書
    - 2015 年 4 月 1 日（IFRS 移行日）現在
    - 2016 年 3 月 31 日現在
    - 2016 年 6 月 30 日現在
  - ✓ 2 つの損益計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書
    - 2015 年度の第 1 四半期連結会計期間（自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日）
    - 2016 年度の第 1 四半期連結会計期間（自 2016 年 4 月 1 日 至 2016 年 6 月 30 日）
  - ✓ 上記の連結財務諸表本表に関連する注記
- その上で、上記（2）①に記載した IFRS 第 1 号 32 項(a)及び(b)の規定に基づき、以下の資本に対する調整表及び包括利益に対する調整表を記載することとなる。
  - ✓ 資本に対する調整表
    - 2015 年 4 月 1 日（IFRS 移行日）現在
    - 2015 年 6 月 30 日現在
    - 2016 年 3 月 31 日現在
  - ✓ 包括利益に対する調整表
    - 2015 年度の第 1 四半期連結会計期間（自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日）
    - 2015 年度（自 2015 年 4 月 1 日 至 2016 年 3 月 31 日）
- 本開示例では、上記の 5 つの調整表のうち、2015 年 6 月 30 日現在の資本に対する調整表及び 2015 年度の第 1 四半期連結会計期間（自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日）の包括利益に対する調整表の 2 つについての例を示している。
- IFRS 第 1 号では、調整表において開示すべき具体的な調整項目は挙げられていない。ここでは、実例を参考に、資本及び包括利益に関する調整をまとめて、「(1) 金融商品」から「(7) 表示組替」までの調整項目を示している。

## 2015年6月30日現在の資本に対する調整

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定 の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金						現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金						営業債権及びその他の債権
たな卸資産						棚卸資産
短期貸付金						その他の金融資産
その他						その他の流動資産
貸倒引当金						
						(小計)
						売却目的で保有する資産
流動資産合計						流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産						有形固定資産
無形固定資産						のれん
						無形資産
						投資不動産
投資有価証券						持分法で会計処理されている投資
長期貸付金						その他の金融資産
繰延税金資産						繰延税金資産
その他						その他の非流動資産
貸倒引当金						
固定資産合計						非流動資産合計
資産合計						資産合計

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定 の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
						負債及び資本
負債の部						負債
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金						営業債務及びその他の債務
短期借入金						社債及び借入金
1年内償還予定の社債						
リース債務						その他の金融負債
未払法人税等						未払法人所得税等
製品保証引当金						引当金
資産除去債務						
その他						その他の流動負債
						(小計)
						売却目的で保有する資産に直接関連する負債
流動負債合計						流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債						社債及び借入金
長期借入金						
リース債務						その他の金融負債
退職給付に係る負債						退職給付に係る負債
製品保証引当金						引当金
資産除去債務						
繰延税金負債						繰延税金負債
その他						その他の非流動負債
固定負債合計						非流動負債合計
負債合計						負債合計

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
純資産の部						資本
資本金						資本金
資本剰余金						資本剰余金
利益剰余金						利益剰余金
自己株式						自己株式
その他の包括利益 累計額						その他の資本の構成 要素
新株予約権						
						親会社の所有者に帰 属する持分合計
非支配株主持分						非支配持分
純資産合計						資本合計
負債純資産合計						負債及び資本合計

## 包括利益に対する調整（自 2015 年 4 月 1 日 至 2015 年 6 月 30 日）

（四半期連結損益計算書）

（単位：百万円）

日本基準		表示組替	認識・測定の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
売上高						売上収益
売上原価						売上原価
売上総利益						売上総利益
販売費及び一般管理費						販売費及び一般管理費
						その他の収益
						その他の費用
営業利益						営業利益
営業外収益						
営業外費用						
特別利益						
特別損失						
						金融収益
						金融費用
						持分法による投資利益
税金等調整前四半期純利益						税引前四半期利益
法人税、住民税及び事業税						法人所得税費用
法人税等調整額						
四半期純利益						四半期利益
						四半期利益の帰属
						親会社の所有者
非支配株主に帰属する四半期純利益						非支配持分
親会社株主に帰属する四半期純利益						



(四半期連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

日本基準		表示組替	認識・測定 の 差異調整	IFRS		
表示科目	金額			金額	注記	表示科目
四半期純利益					四半期利益	
その他の包括利益					その他の包括利益	
					純損益に振り替えら れることのない項目	
退職給付に係る調 整額					確定給付制度の再測 定	
その他有価証券評 価差額金					その他の包括利益を 通じて測定するもの として指定した資本 性金融商品の公正価 値の純変動額	
持分法適用会社 に対する持分相当額					持分法によるその 他の包括利益	
					純損益に振り替えら れる可能性のある項目	
為替換算調整勘定					在外営業活動体の外 貨換算差額	
繰延ヘッジ損益					キャッシュ・フロー・ ヘッジの有効部分	
					持分法によるその 他の包括利益	
その他の包括利益 合計					税引後その他の包括利 益合計	
四半期包括利益					四半期包括利益	
(内訳)					四半期包括利益の帰属	
親会社株主に係る 四半期包括利益					親会社の所有者	
非支配株主に係る 四半期包括利益					非支配持分	

資本及び包括利益に対する調整に関する注記

- (1) 金融商品に対する調整
- (2) 有形固定資産に対する調整
- (3) のれん及び無形資産に対する調整
- (4) 従業員給付に対する調整
- (5) 法人所得税に対する調整
- (6) 利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	2015年6月30日
金融商品に対する調整 ((1) 参照)	
有形固定資産に対する調整 ((2) 参照)	
のれん及び無形資産に対する調整 ((3) 参照)	
従業員給付に対する調整 ((4) 参照)	
法人所得税に対する調整 ((5) 参照)	
利益剰余金に対する調整合計	

- (7) 表示組替